

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、Chatwork 株式会社 と称し、英文では Chatwork Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の各業務を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した通信販売及びその仲介並びにそれらの情報提供に関する業務
2. インターネットを活用した情報提供サービス業
3. 広告・宣伝に関する企画、立案、制作及び広告代理業務
4. 情報処理に関するソフトウェア、ハードウェア、データベースシステム、ネットワークシステム、情報セキュリティ及びその他の情報技術の企画、研究、開発、制作並びに販売
5. インターネットに接続したストレージサーバ、ウェブサーバ、メールサーバその他の電気通信設備及びこれらの周辺機器を顧客に利用させる業務
6. マーケティングに関する業務
7. 市場調査、市場分析、広告調査等のリサーチ業
8. 電気通信事業法に定める電気通信事業
9. 情報収集、情報処理、情報提供に関するサービスの仲介及び斡旋
10. ビジネスプロセスアウトソーシング業務及びビジネスプロセスサポート業務の企画、設計、コンサルティング並びに提供
11. 各種業務の代行及びアウトソーシング業務の受託
12. ホームページの企画、立案、制作、運用
13. 映像音響ソフトウェアの企画・制作及び販売業務
14. 出版物及び電子出版物の企画、制作、発行並びに販売業務
15. 知的財産権の取得、譲渡、保有、運用、許諾、斡旋及び管理業務
16. 福利厚生サービス業
17. 講演会、セミナー、研修会及び各種イベント等の企画、運営、管理並びに実施
18. 不動産の売買、交換、賃貸及びそれらの仲介並びに所有、管理及び利用
19. 企業の経営者、管理者、従業員の教育訓練及びコンサルティング
20. 有料職業紹介業及び労働者派遣事業
21. 古物営業法に基づく古物商
22. 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務及び生命保険契約の締結の媒介
23. 上記各号に関するコンサルティング業務並びに経営及び各種事業に関するコンサルティング業務
24. 上記各号に附随又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億2000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株については、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株券の不発行)

第10条 当社は株券を発行しない。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
- ③ 基準日後株主が行使することができる権利が株主総会における議決権である場合において、前項の株主の権利を害しないときは、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該株主総会において権利を行使する株主と定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の権限)

第14条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。

(招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第20条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、代表取締役1名を置き、取締役会の決議により監査等委員である取締役以外の取締役の中からこれを選定する。

② 代表取締役は社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会は、その決議によって、監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役副社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(選任方法)

第23条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第24条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(任期)

第25条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

- ② 取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会議事録については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第32条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員はこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第41条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

附 則

第1条 当社は、第19期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 第19期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、第19期定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

③ 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第19期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条 第3条(本店の所在地)の変更は、2023年7月1日をもって効力を生ずるものとし、本条は、本店移転の効力発生日後にこれを削除する。

2023年3月29日

これは当会社の定款である

Chatwork 株式会社

代表取締役 山本 正喜